

**令和2年度
登米市職員採用試験(上級・中級)実施要項
【行政、保健師、幼稚園教諭・保育士、土木】**

申込受付期間 令和2年5月15日(金)～6月10日(水)

第1次試験日 令和2年7月12日(日)

この試験は、登米市において行政事務及び専門業務（技術）に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定 人 員	職 務 内 容	勤務先
上 級 (大学卒業程度)	行 政	16名程度	行政事務に従事しますが、税務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事します。	本庁、総合支所又は公営企業等
	保 健 師	2名程度	保健衛生指導等業務及び関連する行政事務に従事します。	
中 級 (短期大学卒業程度)	幼稚園教諭 又は保育士	1名程度	幼児の保育に関する業務等に従事します。	
	土 木	2名程度	土木工事等の設計、調査、現場指導等、専門業務に従事します。	

(注) 採用予定人員は現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

※ 大学卒業（卒業見込）は受験資格ではありませんので、下記の受験資格を満たしていれば学歴にかかわらず受験できます。

2 受験資格

下記（1）の資格を有し、（2）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	行 政	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
	保 健 師	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者又は令和3年4月30日までに当該資格を取得する見込みの者
中 級	幼稚園教諭 又は保育士	平成元年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有する者又は令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者
	土 木	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、土木施工管理技士又は測量士の資格を有する者（受験申込み時点で資格を有する者）

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験区分	職種	試験	方法
上級 中級	共通	教養試験 (2時間)	社会・人文・自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する大学卒業程度又は短期大学卒業程度の一般知能について択一式による筆記試験を行います。
		性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性について検査します。

(2) 第2次試験

試験	方法
作文試験 (1時間)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により主として人物について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

※ 第2次試験は、作文試験、人物試験の合計得点と資格調査の結果によって評価し、合否を決定します。

4 試験日時及び場所

※ **新型コロナウイルス感染症の影響により、日程や会場等が変更となる場合があります。**
最新情報は市ホームページ「職員採用情報」にてお知らせするとともに申込者へ通知いたしますので、随時ご確認ください。

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和2年7月12日(日) 9:00～9:40 受付 10:00～12:00 教養試験(職種:共通) 12:20～12:40 性格特性検査(職種:共通)	令和2年9月上旬 又は中旬
場所	未定(決まり次第市ホームページ等でお知らせします。)	第1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

対象合格者	合格発表日	発表方法
第1次試験合格者	令和2年8月14日（金）	市役所(迫庁舎)前掲示場及び市ホームページに受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
最終合格者	令和2年9月18日（金）	

6 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- (2) 採用は、令和3年4月1日の予定です。
- (3) 指定する期日までに必要な資格を取得できなかった場合は、採用できません。
- (4) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、採用補欠候補者として名簿登録されますが、欠員等が生じた場合に、必要に応じて成績順に採用を決定しますので、名簿登録者が必ず採用されるとは限りません。なお、この名簿は4月以降の採用に対するものであり、有効期間は1年間です。（原則として、4月1日付採用となりますので、4月1日から勤務できることを条件とします。）

7 給与

職員の給与に関する条例に基づき決定されます。（下記は令和2年4月1日現在の初任給）

試験区分	給料月額	その他の手当
上級	182,200円 (大学新卒者の場合)	左記の他に、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件により支給されます。
中級	163,100円 (短期大学新卒者の場合)	

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準により調整の上、初任給が決定されます。

8 受験手続及び受付期間

申込書の配布	<p>ダウンロードする場合 登米市公式ホームページ「職員採用情報」からダウンロードできます。</p> <p>郵送を希望する場合 封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、必ず下記2点を同封してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛先を明記した返信用封筒（A4版が入る大きさに120円切手を貼付したもの） ・連絡先（電話番号）を明記した任意の用紙 <p>直接取りに行く場合 登米市総務部人事課（登米市役所迫庁舎2階）又は各総合支所市民課窓口で配布します。</p> <p>※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで。</p>
受験申込先	〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1 登米市総務部人事課 電話 0220-22-2145

受付期間	令和2年5月15日(金)から令和2年6月10日(水)まで。 申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。 郵便の場合は、受付期間中の消印のものに限り受け付けます。
提出書類等	(1) 提出書類：受験申込書 1部 所定の申込書を使用してください。ダウンロードしたものを印刷して使用する場合は、白色の日本工業規格A4の用紙に印刷してください。 申込書には、必要事項を記入し、申込前3カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm×横3.5cmの写真2枚を指定箇所に貼付して下さい。(写真がない場合は受付できません。なお、写真裏面には氏名と生年月日を記入してください。) (2) 受験料：不要 (3) 郵便申込の場合は、宛先を明記し84円切手を貼った返信用定形内封筒(長形3号)を同封してください。(料金不足となる可能性があるため、クリアファイル等に挟んでの郵送は避けてください。)

9 その他

- (1) 申込を受理した受験申込者には受験票を交付します。
- (2) 第1次試験には次のものを持参してください。
 - ・受験票
 - ・筆記用具(B又はHBの鉛筆、消しゴム)

※択一式の回答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具を持参してください。
- (3) よくあるご質問
 - ・「上級試験」と「中級試験」を重複して申込みできますか？
→ いずれかしか申込みできません。試験日が同じ日ですので、重複して受験することはできません。
 - ・「上級・中級試験」と「初級試験」を重複して申込みできますか？
→ 申込みできます。試験日が異なりますので、受験可能です。※初級試験は9月実施予定です。
 - ・勤務先にある「公営企業等」とはどのようなところですか。
→ 公営企業等には、教育委員会等の行政委員会、消防本部、上下水道部や医療局の事務部局が含まれ、採用後の配属やその後の異動等によりそれらの勤務先でも勤務する場合があります。
- (4) この試験についての問い合わせ先

登米市総務部人事課

電話 0220-22-2145

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、84円切手を貼った宛先明記の返信用定形内封筒(長形3号)を同封してください。